

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Hong Kong

Sarah Chin, Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Shanghai

Li Qun Gao, Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Candy Tang, Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1081
Email: catang@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

Indirect Tax Services

National Leader

Hong Kong

Sarah Chin, Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern Region

Beijing

Yi Zhou, Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern Region

Shanghai

Li Qun Gao, Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern Region

Guangzhou

Janet Zhang, Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

国家税務総局が増値税ゼロ税率を適用する課税対象サービスの税金還付（免除）管理弁法を公布

中国国家税务总局は2013年8月28日に第47号公告を公布し、全国で適用される、増値税ゼロ税率を適用する課税対象サービスの税金還付（免除）の管理に関する事項を明らかにした。47号公告は2013年8月1日から施行され、それまで適用されていた「増値税改革試験において増値税ゼロ税率を適用する課税対象サービスの免除、控除、還付管理弁法」（13号公告）は同時に廃止された。

13号公告の規定では、下記のサービスは増値税ゼロ税率を適用できるとされていた。

- 国際運輸サービス（クロスボーダーあるいは国外における乗客又は貨物の輸送を含む）¹
- 国外企業へ提供する研究開発サービス
- 国外企業へ提供する設計サービス（国内の不動産に対して提供される設計サービスは含まない）

13号公告では、増値税ゼロ税率を適用する課税対象サービスに「免除、控除、還付」方式を適用する際の具体的な計算過程を説明するとともに、ゼロ税率を適用する課税対象サービスの提供者に対して、税金還付（免除）申告を行う前に、税務機関による資格認定を受けることを求めている。

増値税ゼロ税率の適用は、増値税免税よりも有利な方法であると言える。ゼロ税率が適用される場合、売上税額がゼロになるだけでなく、対応する仕入税額も取り戻すことができる。従って、企業は増値税コストを負担する必要がない。一方、免税が適用される場合、売上税額は同じようにゼロになるが、対応する仕入税額は控除も還付もされないため、その部分は企業のコストになる。

47号公告の要点

47号公告は基本的に13号公告における主な規定を踏襲しているが、下記のように

¹ 財税[2012]86号通達によれば、香港、マカオ及び台湾を往復又は香港、マカオ及び台湾において提供する交通運輸サービスもゼロ税率を適用することができる。

な点の変更され、或いは明らかにされた。

- 航海用船、定期用船及びウェットリース²の方式により輸送機器を賃貸し、国際運輸及び香港、マカオ、台湾に関わる運輸サービスに従事する場合、賃貸者ではなく、賃借者が増値税ゼロ税率の適用を申請することができる。
- 外国貿易企業がゼロ税率の適用される課税対象サービスを兼営する場合、「免除、還付」方式が適用される。「免除、還付」方式では、「免除、控除、還付」方式のように国内販売に係る増値税額から控除できる仕入税額を別途計算する必要がないため、一般的には「免除、還付」方式のほうが税金の還付計算がより簡便であると考えられている。
- ゼロ税率が適用される課税対象サービスに係る還付（免除）税額の計算ベースが明らかになった。具体的には、「免除、控除、還付」方式が適用される場合は、ゼロ税率が適用される課税対象サービスの提供により取得した全ての対価が計算ベースとなり、「免除、還付」方式が適用される場合は、増値税専用発票に記載された国内からの課税対象サービスの仕入金額あるいは納税書に記載された国外からの課税対象サービスの仕入金額が計算ベースとなる。
- 外国貿易企業以外の企業が、ゼロ税率が適用される課税対象サービスを提供すると同時に貨物の輸出及び国外向けの加工、修理、組立修理役務の提供（以下“貨物・役務の輸出”と総称）にも従事する場合、いずれの業務にも「免除、控除、還付」方式が適用されるため、合わせて還付税額を計算することができる。但し税務機関が審査を行う際には、貨物・役務の輸出とゼロ税率が適用される課税対象サービスの免除・控除・還付税額の比率に基づき、貨物・役務の輸出とゼロ税率の適用される課税対象サービスの還付税額及び免除・控除税額を区分しなければならない。
- 新たにゼロ税率が適用される課税対象サービスを提供する企業に対する、6ヶ月のモニタリング期間に関する規定が取り消された。
- ゼロ税率が適用される課税対象サービスの提供者は、ゼロ税率の適用を放棄し、免税あるいは規定に基づき増値税を納付する処理を選択することができる。ゼロ税率の適用を放棄する場合、関連の届出を行った翌月1日から36ヶ月間は、増値税の還付（免除）を申請できない。

コメント

増値税のゼロ税率の概念は既に周知されているが、47号公告は増値税改革試験が全国で実施されることになった後、ゼロ税率の管理に関して公布された初めてのガイドラインである。13号公告と比べて、47号公告では納税者にとってより有利と思われる変更が加えられている。例えば、47号公告では、外国貿易企業が海外へゼロ税率が適用される課税対象サービスを提供する場合、「免除、還付」方式を適用できるとし、企業が参照できる具体的な計算方法についても説明している。

上述の外国貿易企業に関わる政策の変更は、増値税改革試験の全国での実施に関する財税[2013]37号通達（以下“37号文”と略称）の規定とも一致するものである。この変更により、外国貿易企業は貨物の輸出と海外向けのゼロ税率が適用される課税対象サービスの提供に対し、同じ増値税の還付方式を適用できるようになった。従来、外国貿易企業がゼロ税率の適用される課税対象サービスを提供する場合には「免除、控除、還付」方式のみ適用できるとされていたが、一方で貨物の輸出には「免除、還付」方式が適用されていた。実務上、企業がこれら二つの方式を同時に適用して税金の還付を受けることはできないため、外国貿易企業は海外向けのゼロ税率が適用される課税対象サービスの提供について増値税の還付を受けるために、まず貨物の輸出に係る税金還付方式を「免除、控除、還付」方式に変更することが必要とされていた。このことは、外国貿易企業のコンプライアンスコストを増加させることになった。

47号公告では、納税者がゼロ税率の適用を放棄し、免税あるいは規定に従い増値税を納付する処理を選択することを認めている。これは納税者の増値税の処理に柔軟性を与えるものである。この政策は、仕入税額が比較的少ない企業にとって有利なものと言える。そのような企業が免税の適用を選択すれば、ゼロ税率を適用する場合に生じるコンプライアンスコストを低減することができる。

新たにゼロ税率が適用される課税対象サービスを提供する企業にとって、モニタリング期間の取消は朗報と言える。従来の規定の下では、モニタリング期間中の納税者は、月ごとに税金還付の申告を行うものの、モニタリング期間を過ぎた後でなければ、還付税金を受け取ることができなかった。モニタリング期間の取消により、納税者は定期的に税金の還付を受けられるようになるため、キャッシュフローが改善することになる。

²ウェットリースとは、航空機と乗務員を合わせてリースするリース契約をいう。リース期間において、乗務員は賃借者の指示の下で勤務し、賃貸者は一定の基準に基づくリース料を賃借者に請求する。また、発生する固定費用は賃借者が負担する。

47号公告によって明らかになった事項がある一方で、更に明確化が必要な事項もある。例えば、現行の法規（主として37号文）において、適格の研究開発サービスの範囲は広く定義されているが、47号公告ではこれに関する更なる解釈は提供されていない。実務上は、あるサービス（例えば、臨床試験）がどのサービスの性質を有するものと認定されるかによって、異なる税務処理が適用される可能性がある。例えば、研究開発サービスと認定される場合は増値税ゼロ税率が適用されるが、その他の技術サービスと認定される場合は増値税免税が適用される。

分支機構はどのようにゼロ税率の適用を申請するかという実務上の問題もある。13号公告によれば、ゼロ税率の適用を申請する際には、商務部門が発行した『技術輸出契約登記証書』が必要となる。しかし、明確な規定はないものの、実務においては、商務部門は通常、法人のみに当該証書を発行し、分支機構には発行しない。そのため、分支機構はゼロ税率の適用を申請することができない。この点について、47号公告では何も言及していない。

アドバイス

国外の顧客にゼロ税率の対象となるサービスを提供しているが、まだゼロ税率の適用を受けていない企業に対して、以下の措置を講じるよう提案する。

- 国外へ提供するサービスの性質をレビューし、当該サービスが増値税ゼロ税率の適用できるものであるか否かを確認する。不確定性が存在する部分もあるが、企業が合理的な主張を展開できる場合、ゼロ税率の適用について議論することは可能である。
- 増値税ゼロ税率の申告に必要な情報を漏れなく記録するために、適切な内部統制プロセスを構築する。
- 増値税ゼロ税率の申告に必要な情報を収集する。
- 増値税コストを低減するために、ビジネスモデルの変更を含むいくつかの選択肢について検討する。例えば、ゼロ税率が適用される課税対象サービスをその他の業務と区分する等である。

デロイトの間接税サービスチームは、増値税ゼロ税率が適用される課税対象サービスに関する政策の動向に引き続き注目し、企業に関連のアドバイザリーサービス、税務機関とのコミュニケーションに関わるサポートサービスなどを提供致します。何かご質問等がありましたら、弊所までお問い合わせください。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトの間接税サービスに係わるものです。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものです。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevgng@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

濟南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1708
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成
ディレクター
TEL : +86 20 2831 1650
FAX : +86 20 3888 0121
E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー
TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその1社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界150カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの182,000名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、濟単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて21都市に13,500名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初1917年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約3分の1に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2013 德勤華永會計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)